

議案第 35 号

ひたちなか市附属機関の設置に関する条例及びひたちなか市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市附属機関の設置に関する条例及びひたちなか市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 1 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市附属機関の設置に関する条例及びひたちなか市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

(ひたちなか市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第1条 ひたちなか市附属機関の設置に関する条例(平成6年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表ひたちなか市子ども・子育て審議会の項中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(ひたちなか市立保育所設置及び管理条例の一部改正)

第2条 ひたちなか市立保育所設置及び管理条例(平成6年条例第59号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

ひたちなか市附属機関の設置に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧		新		備考
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）		
附属機関の名称	設置目的及び職務	附属機関の名称	設置目的及び職務	
略	略	略	略	
ひたちなか市子ども・子育て審議会	市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第7.7条第1項各号</u> に掲げる事項を審議する。	ひたちなか市子ども・子育て審議会	市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第7.2条第1項各号</u> に掲げる事項を審議する。	

ひたちなか市立保育所設置及び管理条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新	備考
<p>(保育の停止又は解除)</p> <p>第5条 市長は、保育を受ける乳幼児が次の各号のいずれかに該当するときは、一時その保育の実施を停止し、又は解除することができる。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第19条第1項第2号</u>に規定する内閣府令で定める事由に該当しなくなったとき。</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(保育の停止又は解除)</p> <p>第5条 市長は、保育を受ける乳幼児が次の各号のいずれかに該当するときは、一時その保育の実施を停止し、又は解除することができる。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第19条第2号</u>に規定する内閣府令で定める事由に該当しなくなったとき。</p> <p>(2)～(4) 略</p>	